

商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令新旧対照条文
 ○商品先物取引法施行規則（平成十七年農林水産省・経済産業省令第三号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（特定店頭商品デリバティブ取引業者の届出） 第六十八条（略）</p> <p>2 前項の届出書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書面（同項の届出書に第四項第四号に掲げる事項を記載する場合には、これらの書面に加え、主務大臣が定める書類）を添付しなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>3 第一項の届出をした特定店頭商品デリバティブ取引業者は、法第三百四十九条第一項第一号から第三号まで又は次項各号に掲げる事項（同項第四号に掲げる事項を除く。）を変更しようとするときはあらかじめ、同項第四号に掲げる事項に変更があるとき又は前項の主務大臣が定める書類の記載事項に重要な変更があるときは遅滞なく、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。</p> <p>一・三（略）</p> <p>4 法第三百四十九条第一項第四号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・三（略）</p> <p>四 金融商品取引法第三十四条に規定する金融商品取引業者等である者にあつては次に掲げる事項</p> <p>イ 金融商品取引業等に関する内閣府令第二百二十三条第一項第二十一号の五及び第二十一号の六に規定する措置（同条第十項及び第十一項の規定により同条第一項第二十一号の五及び第二十一号の六の規定が適用されない取引に係るものを除く。）を講ずるに当たつて、同条第七項の規定に基づき、店頭商品デリバティブ取引（同項第一号イに規定す</p>	<p>（特定店頭商品デリバティブ取引業者の届出） 第六十八条（略）</p> <p>2 前項の届出書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書面を添付しなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>3 第一項の届出をした特定店頭商品デリバティブ取引業者は、法第三百四十九条第一項第一号から第三号まで又は次項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。</p> <p>一・三（略）</p> <p>4 法第三百四十九条第一項第四号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・三（略）</p>

る店頭商品デリバティブ取引をいう。)を当該措置に係る非清算店頭デリバティブ取引(同条第一項第二十一号の五に規定する非清算店頭デリバティブ取引をいう。)に含めることとしている旨

ロ 金融商品取引業等に関する内閣府令第二百二十三条第一項第二十一号の六に規定する措置を講ずるに当たって、主務大臣が定める方法により同号イの潜在的損失等見積額を算出する場合にあつては、主務大臣が定める事項

別表第一 (第四十八条関係)

書類の種類	作成区分	記載事項	記載上の注意
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
一連の取引報告書	毎日	一〇十一(略)(削る。)	一〇五(略)(削る。)

別表第一 (第四十八条関係)

書類の種類	作成区分	記載事項	記載上の注意
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
一連の取引報告書	毎日	一〇十一(略)十二 新たな取引の申込み又は決済の結了に係る取引の申込みの別	六 新たな取引の申込み又は決済の結了に係る取引の申込みの別については、板寄せ取引を行う商品取引所にあつては、立会中に行われたもののみを可能な限り記載すること。

	十二 ～ 十四 (略)
	六 ～ 八 (略)

	十三 ～ 十五 (略)
	七 ～ 九 (略)